

国民年金

年金生活者支援給付金制度

- 問い合わせ 年金ダイヤル ☎0570(05)4092
役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い人の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

消費税率が現行の8%から10%に引上げとなる10月1日から施行され、初回の支払い(10月分・11月分)は令和元年12月中旬となります。

■老齢年金生活者支援給付金の概要

●支給要件 (以下をすべて満たしている人が対象となります)

- ①65歳以上で、老齢基礎年金を受けている人
- ②請求する人の世帯全員の市町村税が非課税となっている人
- ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下である人

●給付額

5,000円(月額)を基準に、保険料納付済期間などに応じて算出され、次の①と②の合計額となります。

- ①保険料納付済期間に基づく額 (月額) = 5,000円 × 保険料納付済期間 / 480月
- ②保険料免除期間に基づく額 (月額) = 10,834円 ※ × 保険料免除済期間 / 480月

※保険料1/4免除期間は5,417円

■障害年金生活者支援給付金の概要

●支給要件 (以下をすべて満たしている人が対象となります)

- ①障害基礎年金を受けている人
- ②前年の所得額が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円」以下である

●給付額

- ・障害等級2級 = 5,000円 (月額)
- ・障害等級1級 = 6,250円 (月額)

■遺族年金生活者支援給付金の概要

●支給要件 (以下をすべて満たしている人が対象となります)

- ①遺族基礎年金を受けている人
- ②前年の所得額が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円」以下である人

●給付額

- ・5,000円 (月額)

※ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,000円を子の数で割った金額をそれぞれにお支払いとなります。

■年金生活者支援給付金を受け取るには

年金生活者支援給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。なお、支給要件に該当しない場合は支給されません。平成31年4月1日時点で老齢・障害・遺族基礎年金を受給し、支給要件を満たしている人には9月頃に日本年金機構から給付金請求手続きに必要な書類が送付される予定ですので、しばらくお待ちください。

住民検診（健診）日程のお知らせ

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係 (子育て・健診センター内) ☎096(294)1075

検診申込者には、9月中旬に案内文・問診票などを郵送します。混雑防止のため指定日時の受診をお願いします。日時変更の方法など、詳しくは案内文をご覧ください。

※受診当日に大津町に住民登録がない場合は受診できません。

※特定健診を受診する人は健康保険証をご持参ください。

- ・右の日程は、申込状況により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。また、悪天候などにより、中止させて頂くことがあります。
- ・検診の中止が決定した際には、町ホームページや防災無線などでご連絡します。

クーポン券で女性のがん検診を無料で受診できます

「無料クーポン券」を8月下旬に対象者へ送付しています。がん検診受診日に、問診票と無料クーポン券、本人確認ができるもの(運転免許証や保険証など)をご持参ください。

※検診申込をしておらず、受診希望の場合は、お早めに問い合わせください。

●無料クーポン券送付対象者

- ・乳がん検診 昭和53年4月2日～ 昭和54年4月1日生まれ
- ・子宮頸がん検診 平成10年4月2日～ 平成11年4月1日生まれ

全検診項目 実施日

日程	会場	受付時間
9月24日(火)	町子育て・健診センター	午前7時30分～ 10時50分 ※事前に申し込みが必要
9月25日(水)		
9月26日(木)	矢護川コミュニティセンター	
9月27日(金)	人権啓発福祉センター	
9月28日(土)	大津東小学校体育館	
9月29日(日)	町子育て・健診センター	
9月30日(月)		
10月1日(火)		
10月5日(土)		
10月6日(日)		
10月10日(木)		
10月11日(金)		
10月12日(土)		
10月13日(日)		
10月14日(月)		

乳がん検診・子宮頸がん検診・骨粗しょう症検診実施日

日程	会場	受付時間
10月15日(火)	町子育て・健診センター	午前8時00分～ 10時50分 ※事前に申し込みが必要
10月16日(水)		
10月17日(木)		
10月18日(金)		
10月19日(土)		
10月21日(月)		
10月24日(木)		
10月25日(金)		

※10月24、25日は子宮頸がん検診のみ

熊本地震による宅地復旧申請

●問い合わせ 役場都市計画課 都市計画係 ☎096(293)4011

熊本地震により発生した宅地被害について、宅地耐震化推進事業および熊本地震復興基金を活用した被災宅地復旧支援事業による復旧支援を行っています。宅地耐震化推進事業は、2m以上の造成盛土宅地上に2戸以上の家屋があり、避難路(道路)などに面している宅地擁壁の復旧を対象としますが、そのような公共事業の対象とならない場合には被災宅地復旧支援事業が適用されます。

復旧を考えている人は令和元年中に申請をお願いします。申請を行っていない人は、補助を受けられない場合があります。また、相談のみを行った人も改めて申請が必要です。

●宅地耐震化推進事業

【事業の対象となる工事】

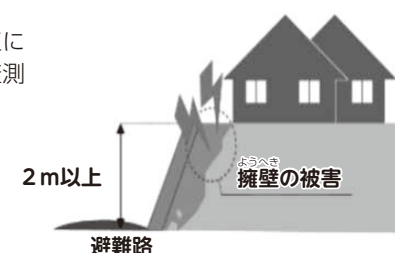
避難路(道路)などに影響を及ぼす擁壁の復旧工事など

【要件】以下の要件を全て満たすもの

- ①盛土の高さが2m以上
- ②盛土の上に家屋が2戸以上
- ③盛土が避難路(道路)、鉄道、河川に面している
- ④擁壁が壊れている(ひび割れや目地詰めなどの補修ではない)
- ⑤復旧工事に着手していない

【補助額】

交付対象工事の施工に要した費用の額(調査測量設計費を含む)



●受付場所

役場都市計画課 都市計画係 (町浄化センター2階)

●受付期限

12月27日(金)まで

●受付時間

午前9時～午後5時(平日開庁日のみ)

●必要なもの

- ・宅地被害などの被災状況を確認できる資料(写真など)
- ・印鑑

●被災宅地復旧支援事業

【事業の対象となる工事】

- ・のり面の復旧工事
- ・擁壁(土留め)の撤去復旧工事および修復工事
- ・地盤の復旧工事(陥没への対応)
- ・住宅基礎の傾斜復旧工事

※地震後に購入した宅地、地震発生時に人の住める家屋がなかった宅地などは対象外です。

【補助額】

対象工事費から50万円を控除した額に2/3を乗じた額(対象工事費は、1,000万円まで)

